

2023年（令和5年）3月27日

〒162-0814
東京都新宿区新小川町5-5
株式会社アガルート
代表取締役 岩崎 北斗 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 友久法律事務所 弁護士 友久 康弘
電話 079-281-0874 FAX 079-281-0877

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社が運営するアガルートアカデミーのホームページ広告について、本申入書記載のとおり、申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を本書到着から1か月以内に文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

司法試験講座の広告における「令和4年合格者数636名！！」「合格者占有率4

5.3%」という記載を直ちに削除する。

第2 申入れの理由

- 1 貴社が運営するアガルートアカデミーのホームページにおける昨年の司法試験講座の広告には、「令和3年司法試験合格者占有率47.8%」という記載がありました。

この記載について、当法人が貴社に対し、2022年（令和4年）6月14日付質問書（以下「質問書」といいます。）にて、『合格者占有率』の算定方法をご教示ください」と質問したところ、貴社は、2022年7月6日付回答書（以下「回答書1」といいます。）にて、「官報に掲載される合格者氏名と弊社受講生データベースを突合して行なっております。」と回答されました。

同じく、当法人が質問書にて、算定方法につき、「仮に、『アガルートアカデミーの講座受講歴がある合格者／全合格者』というものであれば、具体的にどのような講座の受講歴がある人を対象にしていますか。そこには、無料講座の受講生も含まれていますか。また、辰巳法律研究所等の他の予備校と共催されている模擬試験の受講生も含まれていますか。」と質問したところ、貴社は、「全ての講座受講生を対象としております。」と回答書1において回答されました。

- 2 さらに、当法人が貴社に対し、2022年（令和4年）10月18日付再質問書（以下「再質問書」といいます。）にて、「貴社は、『令和3年司法試験合格者占有率』を、官報掲載合格者氏名と貴社受講生データベースを突合し、『無料講座や模擬試験等の全ての講座受講生のうちの合格者／全合格者』という基準で算出しているとのこと。ここで、突合しているのは、貴社における令和3年司法試験受験に対応する講座の受講生のみですか。それとも、過年度の講座の受講生も含めて突合しているのですか。」と質問したところ、貴社は、2022年（令和4年）11月22日付回答書（以下「回答書2」といいます。）にて、「過年度の受講生も含めております。」と回答されました。

- 3 貴社の「令和3年司法試験合格者占有率47.8%」という広告を一見すると、あたかも、令和3年度の司法試験において、アガルートアカデミーの司法試験講座を受講した成果として当該試験に合格した者が、全合格者数のうちの47.8%を占めるかのような表示となっています。

しかし、上記回答書1及び回答書2の回答によれば、貴社の広告における「合格者占有率」は、「過年度も含めた無料講座や模擬試験等の全ての講座受講生のうちの合格者／全合格者」という算定方法によって算出されており、分子の合格者の中には、過年度の受講生、無料講座や短期間の答案練習のための講座、短期間の試験直

前対策のための講座を受講したにすぎない合格者など、アガルートアカデミーの司法試験対策講座を受講した成果とは認められない合格者が含まれています。

このような広告表示は、アガルートアカデミーの司法試験対策講座の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される疑いがあり、優良誤認表示として、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）5条1項に該当するおそれがあります。

過去には、貴社と同様の内容の広告表示により、平成18年に公正取引委員会から警告を受けた事業者もいます。

- 4 現在のアガルートアカデミーのホームページにおける司法試験講座の広告には、
「令和4年合格者数636名！！」「合格者占有率45.3%」「※1 令和4年司法試験合格者1403名中、636名がアガルートアカデミー受講生」という記載があるところ、この広告表示についても、上記の内容が当てはまります。

したがって、当法人は、貴社に対し、申入れの趣旨のとおり、申入れを行いますので、適切にご対応をお願い致します。

以上